

大阪・関西万博・徳島県ゾーンレガシー展示会企画設置・運営業務仕様書

1 委託業務名

大阪・関西万博徳島県ゾーンレガシー展示会企画設置・運営業務

2 業務の目的

令和7年度に徳島県庁等で実施した万博レガシー展示を引き継ぎ、より広く県民に万博の熱気と意義を感じてもらい「県民のレガシー」として昇華させるとともに、万博の文脈を活かした県外からの誘客を図ることを目的とする。本展示は、全国的にも珍しい6つの文化施設が一箇所に集積する「徳島県文化の森総合公園」で開催する意義を最大限に活かし、同時期に浮世絵展を開催する県立近代美術館と連携することで、本県の文化・芸術の文脈と万博の取組成果を融合させた相乗効果を最大化し、幅広い世代への波及を目指す。

3 委託業務期間

契約締結日から令和8年12月31日まで

<業務スケジュール（予定）>

- 令和8年5月中旬
契約締結・業務開始
- 令和8年7月中旬
徳島県庁からの展示作品・什器等の撤去、移送、および会場での設営
- 令和8年7月25日～9月23日
文化の森21世紀館 多目的活動室等でのレガシー展示
- 令和8年9月下旬以降
展示物の撤収、各地への移送、および博物館での燻蒸・保管対応

4 委託料上限額

金10,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※積算には業務遂行に必要な諸経費（企画デザイン費、設営・運搬費、機材等レンタル費、イベント運営費、広報費、燻蒸・梱包等の最終処分・保管費等）をすべて含めるものとし、会期中の想定外の事態に伴う追加の安全対策費や移送費等が発生した場合に備え、上記委託料上限額の範囲内で『追加安全対策等経費（実費精算対象）』として1,000千円を積算に含めておくこと。

5 展示場所および運営要件

(1) メイン会場

会場：徳島県立21世紀館 多目的活動室

住所：徳島市八万町向寺山

概要：<https://21ccic.bunmori.tokushima.jp/equip.html>

(2) 展示動線

目的を達成するため、多目的活動室をメインとしつつ、文化の森内の施設（県立近代美術館等）を含めた展示動線を設定すること。

(3) 開館時間

徳島県文化の森総合公園の施設開館時間に従うこと。

(4) 監視体制

会期中の会場監視員として主催者（県）が1名を配置する（※単純監視のみとし、機材の操作や保守・トラブル対応等を行わない）。

6 委託業務の内容

(1) 展示作品や什器等の県庁等からの撤去および移送

現在の展示場所から対象物を安全に撤去し、文化の森21世紀館多目的活動室等へ移送すること。なお、移送および展示の対象となる想定展示物については、別紙の「展示物目録」を参照すること。

(2) 展示デザイン案の作成及び設営

多目的活動室の空間特性を活かした展示デザイン案を提案・設営すること。また、提案にあたっては以下の要件を満たすこと。

ア コンセプトおよびストーリー設計

- ・文化拠点ならではのコンセプト提案：単なる物品の陳列にとどまらず、万博の根底にあったテーマと、会場となる「文化の森」の特性を掛け合わせた、本展示ならではの「全体コンセプト」を提案すること。
- ・「未来へ引き継ぐ」ストーリー設計および連動企画との連携：本展示の会期中、県立近代美術館において、特別展『原安三郎コレクション 北斎×広重』（徳島にゆかりの深い「藍」を用いた作品など約220点）が同時開催される予定である。両展示の回遊性を高めるため、万博と浮世絵の歴史的な関わりや、両者に共通する「藍」の色彩等の要素を踏まえ、相乗効果が図れる連携ストーリーおよび展示構成を提案すること。
- ・提案にあたっては、すべての要求事項や既存の展示物を網羅的に詰め込むのではなく、上記コンセプトを最大限に高めるための「選択と集中」により、核となるコンテンツ（空間演出等）を際立たせる提案も妨げない。その場合は、あえて採用しなかった要素等の意図を提案書内に明記すること。

イ 必須展示（必ず移送し、メインとして展示すること）

- ・【必須】⑪ 藍染オブジェ
- ・【必須】⑫阿波指物障子（6枚セット：高さ3m、幅計7.2m）

※阿波指物障子は、単なる空間の仕切りや展示物としてではなく本展示の最大の特長である「映像や光の演出キャンバス」として積極的に活用し、平面的に並べるリア投影や空間内に立体的・分散的に配置するマッピングなど具体的な演出手法は提案による。

- ・バックヤードを設ける場合は、暗幕等を用いて鑑賞エリアから完全に隠す提案を行うこと。

ウ 「⑬ 藍シルク布」の活用と連携展示（遵守事項）

- ・「藍シルク布」については、県立近代美術館ロビー等の空間において、浮世絵展とレガシー展の連続性を意識した吊り下げ展示等として活用する。実施にあたっては空間の芸術性を損なわないよう、県立近代美術館と連携して実施すること。

エ 展示説明および体験設計のための備品等の手配

- ・展示説明・案内サインなどは英語併記の上、わかりやすく制作・設置すること。
- ・その他、必要となる備品等は受託者の費用負担において適宜手配すること。

(3) 映像・音響・照明に関する要件【提案事項】

本展示は、これまでのオープンスペースでの展示とは異なり、専用の展示会場（多目的活動室）である特性を最大限に活かし、日常から切り離された別世界のような没入感のあるミュージアム空間を創出するものとし、以下の要件を満たすこと。

ア. 陰影を重視した光の演出

部屋全体の照度を適切に落とし、主役である「⑫阿波指物障子」及び「⑪藍染オブジェ」のテクスチャを効果的かつ神秘的に浮かび上がらせるなど、陰影を重視した計算された照明・光の演出を提案すること。

イ. 演出手法の自由度と環境配慮

プロジェクターによる映像投影を行うか、あるいは照明機材のみによる光と影の演出を行うかを含め、上記コンセプトを実現するための最適な手法は受託者の自由な発想に委ねる。映像や音響を用いる場合は、空間の静謐さを損なわず、光の演出と調和するアンビエントな表現手法とすること。

※県支給のプロジェクター（EB-L1500UH）を活用する場合、または受託者が別機材を手配する場合のいずれにおいても、熱暴走や騒音リスクを回避し、静謐な鑑賞環境を阻害しない空間設計（配置、通気、遮音等）を確実にすること。

(4) 体験型企画および集客イベントの実施【提案事項】

ア 展示期間中（特に夏休み期間中）において、子どもやファミリー層を対象とした体験型企画（ワークショップ等）を提案・実施すること。実施にあたっては、単なる娯楽にとどまらず、県立近代美術館等の施設や学芸員とも連携を図り、万博レガシーである「阿波藍」や「阿波指物」等を題材として、来場者の知的好奇心を刺激するエデュテインメント（教育的娯楽）企画を構成すること。具体的なアプローチは受託者が自由に提案するものとする。

イ 会場内でのアンケートを実施し、定量的・定性的な成果を測定・報告すること。

(5) 広報物等の製作【提案事項】

ア デジタル発信（SNS等用メインビジュアル等）を中心とした広報ビジュアルおよび展開手法を提案・制作すること。

イ 本事業の趣旨、目的に沿ったノベルティを制作すること。

(6) 撤収および保管・処分業務（遵守事項）

展示期間終了後は、施設管理者と調整の上、直ちに撤収および原状回復を行うこと。

ア「⑫ 阿波指物障子（6枚セット）」の保管対応

展示後は確実な燻蒸処理を行ったうえで、県立博物館へ保管すること。また、今後持ち運びや移動ができるよう、安全かつ適切な簡易梱包を施したうえで移送・搬入を行うこと。

イ その他の処分等

その他の物品は県の指示に基づき移送し、不要物は受託者の責任と費用負担で適正に廃棄処分等を行うこと。

(7) 展示会場の運営・安全管理等

ア 運営・保守マニュアルの整備

会期中におけるプロジェクター等の機器の毎日の起動・停止作業が、施設管理者において容易に行えるよう簡易なマニュアルを整備すること。

イ トラブル発生の際の連絡体制の確保

機器の故障や不測の事態（トラブル）が発生した場合に備え、委託者および施設管理者に対する迅速かつ確実な連絡体制（緊急連絡網の整備等）を確保すること。

ウ 安全対策と排熱処理

来場者（特に児童）の安全を最優先とし、障子や藍染オブジェ等の確実な転倒防止対策を講じること。また、機材エリア内の排熱対策を考慮した設計を行うこと。

(8) 委託業務の進め方及びプロジェクト管理【提案事項】

ア AIの積極活用によるプロセスの効率化

企画立案、空間デザインのイメージ作成等において、生成AI等のテクノロジーを積極的に活用し、視覚的なイメージ共有の仕組みを提案すること。

イ 透明性の高い進行管理手法の実践

技術・コストのブラックボックス化を防ぎ、委託者に対して透明性の高い進行管理手法を実践すること。特定の業者にしか扱えない技術（ベンダーロックイン）を排除し、オープンな提案を行うこと。

7 成果報告

「大阪・関西万博徳島県ゾーンレガシー展示会企画設置・運営業務」を記録（記録写真等）し、A4版カラー印刷した事業成果報告書を作成すること。

8 特記事項

ア 事業の実施にあたり、委託者と事前に十分協議を行いながら事業を進めること。

イ 本事業仕様書の定めのない事項についても、委託者と協議するものとする。また、当初受託者から提案された企画案に修正を加えることもあり得る。

ウ 委託者及び受託者のいずれにもその責に帰すことのできない事由等により、本業務内容等が一部変更又は中止となる場合がある。その場合においても、引き続き、受託者において必要な対応を行う。

エ 内容等に疑義が生じた場合には、その都度協議した上で、その指示に従うものとする。また、発注者は事業実施中に随時報告を求めることができる。